

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」が令和 6 年 1 月 25 日に公布されたことに伴う介護保険サービス事業所等の基準条例の改正を行う。

基準省令の改正に伴う基準条例の改正（集合条例 1 件）

条例議案	主な改正内容等（全サービス共通）
【議案第 21 号】 （介護保険課、健康長寿課） 郡山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例	<ul style="list-style-type: none"> ・書面掲示規制の見直し ・管理者の兼務範囲の明確化 ・身体的拘束等の適正化の推進 <p>施行期日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 6 年 4 月 1 日（電磁的記録媒体の改正については、公布の日） <p>主な附則内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要事項の掲示について 1 年間の経過措置 ・身体的拘束等の適正化について 1 年間の経過措置 ・介護現場の生産性向上のための委員会の設置について 3 年間の経過措置 ・協力医療機関との連携体制の構築について 3 年間の経過措置
一部改正する条例の名称	改正内容等
【第 1 条】 （介護保険課） 郡山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニットケアの質の向上のための体制の確保 ・介護現場の生産性向上のための委員会の設置 ・特定施設における人員基準の特例的な柔軟化
【第 2 条】 （介護保険課） 郡山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	<ul style="list-style-type: none"> ・みなし指定の適用範囲の拡大 ・入院時に医療機関が作成したリハビリテーション計画書の入手及び把握の義務化 <p>施行期日</p> <p>令和 6 年 6 月 1 日</p>
【第 3 条】 （介護保険課） 郡山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例	<ul style="list-style-type: none"> ・モニタリング方法の見直し ・ケアマネージャー 1 人当たりの取扱件数の見直し
【第 4 条】 （介護保険課） 郡山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	<ul style="list-style-type: none"> ・協力医療機関との連携体制の構築 ・介護現場の生産性向上のための委員会の設置
【第 5 条】 （介護保険課） 郡山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例	※第 1 条に準ずる
【第 6 条】 （介護保険課） 郡山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例	※第 2 条に準ずる

一部改正する条例の名称	改正内容等
【第 7 号】 （介護保険課） 郡山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る予防介護のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例	<ul style="list-style-type: none"> ・モニタリング方法の見直し ・指定居宅介護支援事業所が指定介護予防支援の指定を受けて指定介護予防支援を行うにあたっての規定の整備
【第 8 条】 （介護保険課） 郡山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例	※第 4 条に準ずる
【第 9 条】 （健康長寿課） 郡山市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準等を定める条例	<ul style="list-style-type: none"> ・協力医療機関との連携体制の構築
【第 10 条】 （介護保険課） 郡山市指定介護老人福祉施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模介護老人福祉施設の配置基準の緩和 ・協力医療機関との連携体制の構築 ・介護現場の生産性向上のための委員会の設置 ・ユニットケアの質の向上のための体制の確保
【第 11 条】 （介護保険課） 郡山市介護老人保健施設等の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例	<ul style="list-style-type: none"> ・協力医療機関との連携体制の構築 ・介護現場の生産性向上のための委員会の設置 ・ユニットケアの質の向上のための体制の確保
【第 12 条】 （介護保険課） 郡山市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準等を定める条例	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模特別養護老人ホームの配置基準の緩和 ・協力医療機関との連携体制の構築 ・介護現場の生産性向上のための委員会の設置 ・ユニットケアの質の向上のための体制の確保
【第 13 条】 （健康長寿課） 郡山市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準等を定める条例	<ul style="list-style-type: none"> ・協力医療機関との連携体制の構築
【第 14 条】 （介護保険課） 郡山市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例	<ul style="list-style-type: none"> ・協力医療機関との連携体制の構築 ・介護現場の生産性向上のための委員会の設置 ・ユニットケアの質の向上のための体制の確保
【第 15 条】 （介護保険課） 郡山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅療養管理指導（介護予防含む）における、虐待の防止への取組及び業務継続計画に関する取組に係る経過措置期間の延長